

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年五月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

	第一〇七号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和二年五月 十五日	指定の年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十八番 一地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松七十九番 地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十一 番二地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十一 番一地先まで	指定に係る道路の位置
十七・六メートル	十五・二メートル	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
一・六メートル 六・〇メートル	三・〇メートル	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)